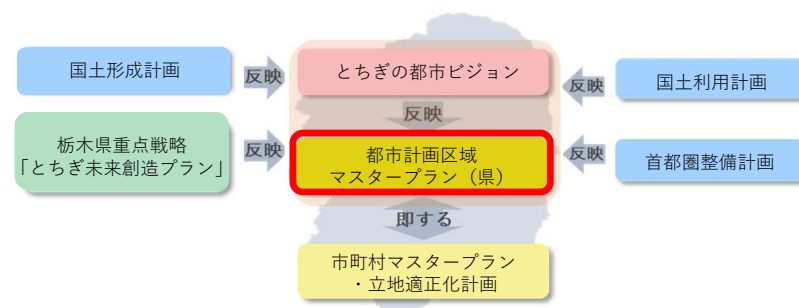


1 都市計画区域マスタープランの概要

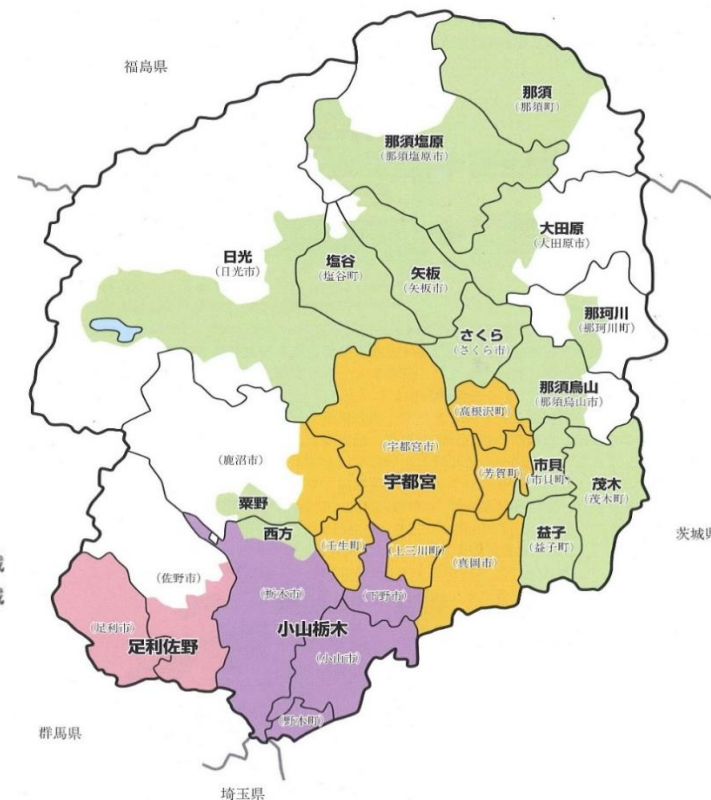
各市町は、この都市計画区域マスタープランに即して地域に密着した見地から、より詳細な方針として市町村マスタープランや立地適正化計画を策定します。

直近の国勢調査実施年の令和2(2020)年を基準年とし、20年後の2040年の都市の姿を展望しながら、10年後の令和12(2030)年を目標年次とする。



人口減少・超高齢社会の進行に加え、頻発・激甚化する自然災害、カーボンニュートラルの実現、デジタルの急速な進展と働き方・暮らし方の変化といった近年の社会情勢の変化に対応するため「とちぎの都市ビジョン」で掲げた、『多核ネットワーク型の都市構造「とちぎのスマート+コンパクトシティ 2.0」』の実現に向け、概ね20年後の都市の姿を展望した上で、都市計画区域マスタープランの構想を作成しました。

- 1) 都市計画区域の現状
- 2) 都市づくりの基本理念
- 3) 将来都市構造
- 4) 区域区分の決定の有無
- 5) 主要な都市計画の決定の方針



栃木県における都市計画区域マスタープランについて

3 今後の予定

今回

都市計画(構想)に関する説明資料のHP掲載・配付

6月2日(月)～7月14日(月)

栃木県HPに資料掲載
県・市町都市計画担当窓口及び県土木事務所にて資料配付

都市計画(構想)の縦覧(2週間) 閲覧・意見申出

7月15日(火)～7月29日(火)

【縦覧窓口】

- ・ 栃木県県土整備部都市政策課及び土木事務所企画調査課
- ・ 市町都市計画担当窓口

公聴会 ※意見陳述の希望があった場合のみ開催

8月～9月(予定)

都市計画(案)の作成

都市計画(案)の縦覧(2週間) 閲覧・意見書提出

11月～12月(予定)

令和7年度末 都市計画決定告示